HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究（４）
Author(s)	楊, 瑞賀
Citation	北大法学論集, 72(3), 153-188
Issue Date	2021-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82827
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_72_3_05_Yang.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究（４）

楊　　瑞賀

目　次

序　章
　第１節　問題の所在
　第２節　本稿の課題
　第３節　本稿の視角と構成
第１章　日本における議論の現状と問題点
　第１節　伝統的な枠組み
　第２節　近時における議論の展開　（以上、71巻６号）
第２章　日本における民法改正の経緯と議論（その１）
　第１節　改正法466条２-３項の趣旨と改正過程
　第２節　改正法466条４項・466条の３の趣旨と改正過程
　（以上、72巻１号）
　第３節　改正法466条の２の趣旨と改正過程
　第４節　改正法466条の６の趣旨と改正過程
　第５節　改正法469条の趣旨と改正過程　（以上、72巻２号）
第３章　日本における民法改正の経緯と議論（その２）
　第１節　問題意識
　第２節　民法（債権関係）部会における議論の推移
　　第１款　第１ステージでの議論
　　第２款　第２ステージでの議論
　　第３款　第３ステージでの議論
　第３節　民法改正の経緯の与える示唆
第４章　日本改正法における債権譲渡制限特約の全体像の分析
　第１節　問題意識

第２節　譲渡制限特約の機能
第１款　相殺利益の確保
第２款　過誤弁済危険の防止
第３款　事務手続煩雑化の回避
第４款　紛争に巻き込まれるリスクの回避
第３節　小括　（以上、72巻３号）
第５章　債権譲渡制限特約に関する諸外国のルール
第６章　債権譲渡制限特約効力論の再構成
終　章

第３章　日本における民法改正の経緯と議論（その２）

第１節　問題意識

改正法は、その466条の５において、譲渡制限特約付預金債権が譲渡された場合には、譲渡制限特約をもって悪意又は重過失の譲受人に対抗することができるとしている。ただ、悪意又は重過失の譲受人に対抗することができる内容は、改正法466条３項と異なり、そのような譲渡をなかったものとすることである(つまり､譲渡は無効とされる)。しかし、ここには２つの問題がある。第１の問題は、誰がこの無効を主張できるかである。また、第２の問題は、銀行との関係では、銀行は改正法466条３項によって保護されるはずなのに、預金債権の譲渡を無効としないと、保護されない利益とは何かという問題である。

以下では、改正過程において債務者である銀行の利益として、どのような利益が考えられていたのかを確認し、かかる利益が改正法466条３項で対応することができるのかを検討した後に、改正法466条の５の独立の存在意義を探る。

第２節　民法（債権関係）部会における議論の推移

第１款　第１ステージでの議論

第１項　部会第７回会議

第７回会議で検討の対象となる部会資料９-２では、譲渡制限特約に

よって保護されるべき銀行の利益に関しては、①「銀行預金には、譲渡禁止特約が付されていることが知られているところ、預金を担保とする預金者への貸付（預金担保貸付）等の関係で銀行による相殺の利益を保護する必要性があること」、②「預金払戻しの際の過誤払いを防止する必要性がある」という指摘があるとされた[1]。

部会審議では、預金債権異質論というか、預金債権を別扱いにすべき意見が示された。まず、預金債権（特に流動性預金）については、債権の譲渡なのか契約上の地位の譲渡なのかは不明であり、③預金の残高が常々に変わるところ、どの部分が譲渡されたのかの特定など非常に複雑な問題が発生し、④定期性預金も含めて預金全般に関してはマネーロンダリング規制があって、本人確認を受けない譲受人に対して払うわけにはいかないといった問題があると指摘された[2]。また、⑤銀行が譲渡人の倒産手続開始の有無を逐次把握することができないという指摘もあった[3]。部会資料９-２では、譲渡制限特約の効力について相対的効力案を採用することを前提に、特約を譲受人に対抗することができない事由として、譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合が挙げられている。このような規律が発動すると、銀行は、譲渡制限特約をもって悪意又は重過失の譲受人に対抗することができず、そのような譲受人に弁済しなければならないことになる。そのため、銀行は、「預金債権譲渡の有無」ないし「譲渡人についての倒産手続の開始決定の有無」を確認、管理する必要が生じる。

第２項　部会第25回会議

既に紹介したように、第７回会議において、譲渡制限特約の効力を制限するという考え方を採用する場合であっても、預金債権について一定の例外を認めることが望ましいという意見が示された。しかし、これに対して預金債権について特別法で規定すればよいという反対意見があった。預金債権を別扱いすることに支持が集まらなかったのを受け、第22

[1] 部会資料９-２・４頁。
[2] 第７回会議議事録・６-７頁〔三上委員発言〕。
[3] 第７回会議議事録・８-９頁〔藤本関係官発言〕。

回会議において、論点として取り上げられなかった[4]。部会審議では、債権の種類又は性質に応じて譲渡制限特約の効力を民法のレベルで書き分けるという選択肢もあり得るとの指摘がなされた[5]。

第25回会議において、これまでの議論を踏まえ、預金債権について次のような考え方が示された。すなわち、「預金債権のように譲渡禁止特約を対抗することを認める必要性が高い取引類型から生ずる債権に、引き続き譲渡禁止特約に強い効力を認めるべき」という考え方である[6]。「譲渡禁止特約に強い効力を認める」とは、特約付預金債権が譲渡された場合には、悪意又は重過失の譲受人との関係では、預金債権の譲渡が無効であることを意味する。つまり、預金債権が譲渡されたとしても、預金が移転することはない。

第３項　部会第26回会議

第１ステージの終盤となる第26回会議において、譲渡制限特約の効力に関する論点として、次のようなものが示された。すなわち、「預金債権のように譲渡禁止特約を対抗することを認める必要性が高い取引類型から生ずる債権に、引き続き譲渡禁止特約に強い効力を認めるべきかどうかについても、特定の取引類型に適用される例外を民法で規定することについて上記の意見があることに留意しつつ、検討してはどうか」という。部会資料の説明によれば、これは、譲渡制限特約の効力を原則として制限した上で、大量迅速に弁済する必要がある預金債権に引き続き譲渡制限特約に強い効力を認めるとするものである[7]。譲渡制限特約により確保されているのは、迅速に弁済することである。しかし、預金債権について、譲渡制限特約に強い効力を認めないとすると、いかなる場面において銀行は迅速弁済することができないのかは不明である。

---

[4] 部会資料22・１頁以下。

[5] 部会第22回会議議事録・５頁〔岡本委員発言〕。「譲渡禁止特約は原則として有効とした上で、一定の種類、一定の性質の債権について例外を設ける、あるいは逆に譲渡禁止特約については原則として無効あるいは効力を制限されるとした上で、債権の種類、性質に応じて一定の例外を設ける」という。

[6] 部会資料25・41頁以下。

[7] 中間的な論点整理の補足説明・107頁。

第４項　小括

ここまで、第１ステージで「譲渡制限特約に違反する預金債権譲渡の効力」をめぐって行われた議論を確認してきた。譲渡制限特約によって確保されている利益を確認すると、次のようになる。

	特約によって確保されている銀行の利益
第７回 (10.4.13)	①相殺利益の確保 ②過誤払いの防止 ③マネーロンダリング規制 ④預金の特殊性
第25回 (11.3.8)	――
第26回 (11.4.12)	⑤迅速に弁済すること

第２章で紹介したように、第１ステージでは、譲渡制限特約の効力をめぐって絶対的効力案、相対的効力案といった案が提示された[8]。絶対的効力案と相対的効力案のいずれのもとでも、債務者は譲渡制限特約につき悪意又は重過失の譲受人に対抗することができるとされている。「特約を譲受人に対抗することができる」ことの最低限の意味は、債務者は悪意又は重過失の譲受人からの履行請求を拒むことができ、かつ、もともとの債権者に弁済することができることにある（改正法466条３項の根本的な発想）。したがって、譲渡制限特約の効力について相対的効力案を採用したとしても、特約によって確保されるべき銀行の利益（上記①②⑤）は、保護されることになる。また、③は、民法のレベルで議論する問題ではない。すると、預金債権を別扱いにする理由はないように思える。しかし、すでに紹介したように、実際には預金者に弁済することができない場合も存在するとされていた。

第１ステージでは、譲渡制限特約の効力について相対的効力案を採用することを前提にしつつ、特約を譲受人に対抗することができない事由として（つまり、譲受人への弁済を強いられる場合として）、(a) 譲渡人

[8] 部会資料９-２・１頁以下、部会資料22・１頁以下、部会資料25頁・40頁以下、中間的な論点整理の補足説明・103頁以下。詳しくは、第２章が参照になる。

について倒産手続の開始決定があった場合、(b) 特約付債権が悪意の譲受人に譲渡された後に譲渡人の債権者が特約付債権を差押えた場合、(c) 債務者の債務不履行の場合が挙げられている。これらの事由が生じると、債務者は悪意又は重過失の譲受人からの履行請求を拒むことができず、譲受人に弁済しなければならないことになる[9]。

上記の３つの場面のうち (c) は、銀行が預金者に弁済すればよいだけだが (ただし、預金者が受領を拒むことも考えられる)、(a) (b) の場面を想定すると、債務者である銀行にとっては、「債権譲渡の有無」、「倒産手続開始決定の有無」又は「差押えの有無」を調査し、管理する必要がある[10]。このような事実の有無を調査し、管理をしなければならないとすると、いったん預金債権が譲渡されると、銀行は、事務処理費用をかけない限り、その払戻しを円滑かつ迅速に行うことができないことになり、譲渡制限特約によって確保されるべき⑤の利益が保護されないことになる。また、「債権譲渡の有無」などの管理に手落ちがあれば、過誤払いのリスクを受けるおそれがある (②の利益が保護されない)。さらに、譲渡制限特約によって確保されている①の相殺利益も保護されないことになる。なぜなら、第１ステージでは、債務者は、特約を譲受人に対抗することができなくなるまでに譲渡人に対して生じた抗弁を譲受人に対抗することができないのである。要するに、特約を譲受人に対抗することができない事由が生じることによって、特約によりて追求されている銀行の利益は保護されないおそれがある。預金債権を別扱いにする意義は、(a)(b)(c)のような規定を預金債権に適用しないことにある。

[9] 部会資料９-２・１頁以下、部会資料22・１頁以下、部会資料25頁・40頁以下、中間的な論点整理の補足説明・103頁以下。詳しくは、第２章が参照になる。

[10] 特約付債権が悪意の譲受人に譲渡された後に、譲渡人の債権者が特約付債権を差押えた場合には、裁判所から差押えの通知が届くわけであり、銀行は、「差押えの有無」を調査する必要がないかもしれないが、譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合には、銀行は官報を見て「倒産手続開始決定の有無」を調査する必要がある。

第２款　第２ステージでの議論

第１項　「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見の検討

「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見の中では、預金債権を別扱いにすることに対して肯定的な見解が示された。[11]なお、預金債権について例外を認めるのであれば、特別法で対応すべきであるという意見も見られた[12]。以下では、預金債権を別扱いにする理由を確認しておく。

まず、長島・大野・常松有志は、「譲渡に伴う事務の煩雑化の回避のために、銀行に対する預金債権など少額多数のものが存在し、大量かつ迅速な払出事務処理が求められるものに対しては、特則として譲渡制限特約付債権の譲渡は現行法どおりに無効とする旨の例外的な規律を設けること」が考えられるとする[13]。また、全銀協は、「(a) 預金は大量な取引を迅速に処理する必要があり、それが利用者の利益に資すること、(b) 預金債権は譲渡が禁止されていることが公知であり、譲渡禁止特約により譲受人に不測の損害を与えるおそれはないこと、(c) マネーロンダリングを防止する必要があること、(d) 預金債権については、随時の引き出しが可能であり、引き出した後に振り込むといった方法により、債権譲渡を同様の効果を得ることが容易であること」などの理由から、預金債権について従来のとおり債権譲渡の効力を無効とする方向も考慮されるべきとする[14]。さらに、譲渡人について倒産手続の開始決定があったときは、譲受人が払戻しを受けられるという場面を念頭において、「真の払戻権者の確認が困難となること……など、銀行の適切な預金業務が損なわれるおそれがある」と指摘して、現行制度をベースとした絶対的効力案でよいとする意見もあった[15]。これに関連して、譲渡人倒産手続の開始決定があった場合には譲渡制限特約を譲受人に対抗することができないという旨の規定を設ける場合には、「銀行としては、倒産手続が開始する場合に備えて債権譲渡の通知の有無を日常的に管理しなければ

---

[11] 部会資料33-３・1-50頁。

[12] 部会資料33-３・23-26頁。

[13] 部会資料33-３・６-７頁〔長島・大野・常松有志意見〕。

[14] 部会資料33-３・11頁〔全銀協意見〕。

[15] 部会資料33-３・14頁〔農中意見〕。

ならなくなる」ため、「預金者の管理コストを削減するという譲渡禁止特約を付したメリットが失われかねず、預金実務への影響が甚大なである」という指摘もなされた[16]。

ここまで、「中間的な論点整理」に対して寄せられた意見を見てきたが、預金債権を別扱いにする理由を整理してみると、次のようになる。①事務手続の煩雑化回避を目指すこと、②過誤弁済の危険回避を図ること、③払戻事務の円滑化確保を目指すこと、④マネーロンダリング対策、⑤特約効力制限規定の適用回避を目指すこと、といった理由である。①②③のような譲渡制限特約によって保護されるべき銀行の利益は、銀行が譲受人に対してその債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に弁済などをすることができる限り、特約に違反する債権譲渡が有効であったとしても、現行法のとおり保護される[17]。しかしながら、譲渡制限特約の効力をもっと制限する規律が発動され、銀行が特約をもって譲受人に対抗することができなくなる場合には、①②③のような利益を保護するためには、何らかの手当てしておく必要があると思われる。預金債権については、特約付債権の譲渡を現行法のとおり無効とすることの意義は、相対的効力案を採用することを前提にして設けられた特約の効力を制限する規律は、預金債権に適用しないことにある。

第２項　部会第45回会議

改正前法466条の改正に関しては、預金債権を別扱いにすべきであるという意見が多く示されたが、第45回会議で検討された部会資料37では、この問題を取り上げていない。事務当局は、預金債権を別扱いにすることに特に反対するわけではなく、単に「仮に規定を設けるとした場合その置き場所が民法であるかどうかは、問題となり得る」と説明した[18]。

それにもかかわらず、部会審議では、預金債権を別扱いにすることに

---

[16] 部会資料33-３・14頁〔信用組合意見〕。

[17] これに関しては、預金債権であっても、譲渡制限特約により債権者を固定できれば、債務者保護としては十分であり、現行法どおり譲渡制限特約に強い効力を認める必要がないとの指摘があった。部会資料33-３･25頁〔札幌弁意見〕。

[18] 部会資料37・４-５頁。

賛意を示した意見が表明された。まず、「銀行の立場からしますと、預金債権が一括して対象から外れるか否かという論点と債権譲渡場面における、なかんずく、将来債権譲渡場面における相殺が対抗できる範囲にいかんによって、かなりこの部分の結論は変わってきますが、その分が確定していないという前提」を考えて、基本的には現行法の規律を維持すべきであるとの意見があった[19]。また、「相対的効力案を採用する場合の譲渡制限特約の効力の制限」に関しては、「破産手続開始決定等の後は譲渡禁止特約を対抗できないという趣旨が、譲渡が有効になって、破産管財人等に対して支払ったら二重払いになり得るという趣旨なのであれば、債権譲渡が過去にあったということを常に記録しておく負担が発生して、多数の預金者を抱えている銀行などにとってはほぼ不可能に近いことを強いられる」ということを理由に、反対意見を示すものがあった[20]。つまり、銀行が譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないとする場合には、これまで特約によって保護されている事務手続の煩雑化回避、過誤弁済の危険回避といった銀行の利益は保護されないことになる。

第３項　部会第66回会議

上記の議論の過程で、「中間試案のたたき台」のところでは、預金債権を別扱いにする規律は、明文化として落ちており、「中間試案」にも存在しない。部会審議では、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗することができない事由に関しては、「譲渡の効果が宙ぶらりんになっている間に、差押えとか破産などの新たな事象が起こったときに、その通知を受けるだけでなく、債権譲渡があったことを長時間、記録して、それにプラスアルファの差押えなり、倒産が発生したということを組み合わせて判断をしなければならないということで、これはより一層、第三債務者に負担を掛けることになって改正の方針とは逆方向」であるとの指摘がされた[21]。とりわけ、銀行においては、支店も多数存するから、譲渡

[19] 部会第45回会議議事録・４頁〔三上委員発言〕。
[20] 部会第45回会議議事録・18頁〔三上委員発言〕。
[21] 部会第66回会議議事録・28頁〔三上委員発言〕。債権譲渡法改正の方針とは、

制限特約の効力を譲受人に対抗するができない旨の規定を設けておくと、銀行は、預金債権の譲渡を把握する必要性が生じ、譲渡通知をすべての支店に通知しなければならないことになる[22]。譲渡通知を全部の支店に通知するのは、不可能ではないが、銀行にとっては、事務手続の量が増やすことになる。上記のような指摘は、事務手続の量を節約するために、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗することができない旨の規定が預金債権に適用すべきではないと主張するものである。

第４項　小括

譲渡制限特約の効力に関しては、預金債権を別扱いにすることの要否は、第１ステージでは、議論されていた。しかし、これに対して特別法で規定すべきであるという反対意見が示された。この議論の過程で、第２ステージに入ると、これは問題として取り上げられていなかった。それにもかかわらず、部会審議では、預金債権の譲渡を念頭においてさまざまな意見が出された。議論の中心は、譲渡制限特約の効力を譲受人に対抗することができない旨の規定（上記（a）（b）（c））を預金債権に適用することの是非にあった。この規定が預金債権に適用されるという考え方を採ると、一定の事由が発生する場合には、特約によって保護されるべき債権者を固定する銀行の利益が失われ、譲受人に弁済しなければならなくなる。すると、銀行にとっては、預金債権譲渡の有無、またはかかる事由の有無を確認したり、管理しなければならないため、事務手続の量が増加することになる。この点に関しては、銀行の事務手続の量を節約するために､何らかの手当てしておく必要があるという問題意識は、審議の中で生まれた。つまり、預金債権について、特則として特約付債権の譲渡は現行法のとおりに無効とする旨の規定を設けるとするもので

第三債務者の負担を減らすことに求められる。

[22] 部会第66回会議議事録･28頁〔三上委員発言〕参照。預金債権については､「銀行は特別なのかもしれませんが、多数の支店を抱えて、どこで新規の取引が起こるか分からないときに、特に例えば将来預金債権のようなものが一括で譲渡されて、そういうものに関して５年前、10年前に譲渡通知が来ていたというのを保管・記録して、全部の店に通知していくというのは、不可能に近いです」という。

ある。繰り返しになるが、預金債権を別扱いにする意義は、相対的効力案を採用することを前提にして設けられた特約の効力を制限する規律は、預金債権に適用しないことにある。

第３款　第３ステージでの議論

第１項　「中間試案」に対して寄せられた意見の検討

「中間試案」に対して寄せられた意見では、譲渡制限特約の効力を弁済先を固定するという範囲に限定し、譲渡制限特約に違反する債権譲渡であっても、完全に有効とすることに対して肯定的な見解が多数を占めた。他方、預金債権について、特約付債権の譲渡を現行法のとおりに無効とすべきであるとの意見も見られた。以下では、いかなる理由で預金債権を別扱いにするかということを確認する。

日商・東商は、「銀行の普通預金債務のように大量かつ迅速な支払いが要求されるものがあり、債権譲渡禁止特約の効力が見直されると、現場の実務が煩雑になるおそれがある」と指摘して、このような実務上の懸念に配慮する必要があるとする[23]。また、経済法令研は、「預金債権については、マネーロンダリング防止の政策的観点から、自由に譲渡できると解することは妥当でない」と指摘して、「預金債権のように債権者の資格が問題となる債権については、例外規定を設けるか、別途特別法で規律すべきである」とする[24]。

他方、一定の事由が生じた場合に債務者は特約をもって譲受人に対抗することができないという事態を念頭において、預金債権について特則を設けるべきとする意見が提出された。例えば、TMI は、「債務者が適切な支払をするためには、常にかかる事由が生じた場合に備えて当該債権に関する譲渡の有無を把握し、支払の都度、債権譲渡の有無を確認する必要が生じる。しかしながら、その場合には、事務コストが膨大となり、当該債務コストが利用者に転嫁されることが懸念されるほか、迅速な処理が困難となって取引相手の利便性が失われるなど、実務上の弊害が極めて大きい」と指摘して、このような事態を回避するために、預金

[23] 部会資料71-４・87頁〔日商・東商意見〕。
[24] 部会資料71-４・87頁〔経済法令研意見〕。

債権について、「（４）ウ及びエの適用を除外するなど、債務者が譲受人に譲渡制限特約を対抗することができない事由を限定するための特則を設ける必要がある」とする[25]。この他にも、預金債権のような特殊な債権については、「当該債権の譲渡人に倒産手続が開始されたという事実や当該債権が差し押えられたという事実を、本支店間等、債務者全体で共有することは困難である」と指摘して、「譲渡制限特約付債権の譲渡を現行法どおり無効とする等の手当てをすべきである」とする意見があった[26]。

ここまで、「中間試案」に対して寄せられた意見を見てきたが、預金債権について特則を設ける際のアプローチは、一般論として譲渡制限特約の効力を弁済の相手方を譲渡人に固定するという範囲を限定しており、例外的に預金債権について特約付債権の譲渡を現行法どおり無効とすることと、譲渡制限特約の効力を弁済の相手方を譲渡人に固定するという範囲を限定することを前提にして、単に債務者が譲受人に譲渡制限特約を対抗することができない旨の規定を預金債権に適用しないとすることの２つに大別することができる。いずれにせよ、預金債権を別扱いにする意義は、債務者が譲受人に譲渡制限特約を対抗することができない旨の規定が預金債権に適用しないことにある。

第２項　部会第83回会議

事務当局は、「中間試案」に対して寄せられた意見を踏まえ、第83回会議において預金債権について次のような案を提案した[27]。

> 民法第466条を部会資料74A 第１、１の内容に改める場合には、預金債権を対象として、当事者間の特約によって譲渡を無効とすることができる旨の規律を設けるべきであるという考え方がある。このような規律の要否について、どのように考えるか。

これは、預金債権について特約付債権の譲渡を現行法どおり無効とす

[25] 部会資料71-４・97頁〔TMI〕。
[26] 部会資料71-４・110-111頁〔長島大野常松・流動証券協〕。
[27] 部会資料74B・13頁。

るものである。部会資料74B では、「債権譲渡による資金調達の促進という観点から、譲渡制限特約を対抗することができないとするための規律を別途設ける場合には、譲受人が債務者に対して直接払戻しを請求することができる場合が生ずる以上……預金債権について例外として扱う規律の可否を別途検討することが必要となり得る」という指摘がされた[28]。ここで注意しておく必要があるのは、部会資料74A では特約を譲受人に対抗できない事由として、債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合だけが取り上げられたという点である。

部会審議では、預金債権を例外とする規定を設けることの是非を検討する際に、その正当化の根拠を何に求めるのかというのが問題点となった。以下では、預金債権について特則を設けないとする場合に、金融事務においてはいかなる支障が生じるかを確認しておく。

まず、預金債権が譲受人に確定的に移転するとすれば、譲渡人から銀行に対する預金債務を払戻請求はできない一方、銀行は当該預金口座に対して支払停止条件を設定しなければならなくなる事務手続の量が増やすことになるという懸念が示された（以下「支障-１」という）[29]。また、普通預金債権のような譲渡制限特約が付された期限の定めのない債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合に、譲渡人と譲受人のいずれも債務者に遅滞の責任を負わせるための請求することができない局面を念頭において、銀行はどちらに対して払えないという状況にあり、このようなデットロック状態に陥りながら遅滞になるのであれば、銀行にとっては法定利率による損害賠償金が発生するとの指摘も見られた（以下「支障-２」という）[30]。この他にも、預金債権が確定的に反社的勢力に譲渡されれば銀行は全く関知しない間に、反社会的勢力との新たな取引関係が発生したり、反社的勢力の預金残高が増えていくという事態が生じるとの指摘もなされた[31]。

しかし、上記のような支障が生じるかどうかは疑問する余地がある。

---

[28] 部会資料74B・16-17頁。

[29] 部会第83回会議議事録・34頁〔中原委員発言〕。

[30] 部会第83回会議議事録・38頁〔中原委員発言〕。

[31] 部会第83回会議議事録・34頁〔中原委員発言〕。

まず、〔支障-１〕を確認しておく。確かに譲渡によって預金債権が譲受人に確定的に移転し、譲渡人はその債権の履行を請求することができないことになるが、銀行は預金口座の名義人が債権者であることを前提に払戻しに応ずればよい。そもそも支払停止条件は問題にならないはずである。次に、〔支障-２〕を見てみよう。預金債権が確定的に譲受人に移転した場合に、譲渡人は自らの名義で裁判を起こして銀行に対して請求することができないが、事実行為としての預金の払戻しができるので、事実として預金の払戻しを求めてくれば銀行は払戻しに応じて、それによって債務は消滅する[32]。

第３項　部会第89回会議

既に紹介したように第83回会議で譲渡制限特約によって債権譲渡の効力は妨げられないという考え方を採用する場合には、預金債権について特則を設けるべきであるとする意見が提出された。しかし、これに対して反対意見があった。この議論の過程で、第89回会議においてこれは論点として取り上げないという形にされた。

ところが、部会審議では、従前の議論は別の形で復活したようになった。預金債権が譲受人に移転するとした場合には銀行取引実務にどういう影響を与えるのかというのは、議論の中心である。まず、預金債権について譲渡制限特約が付されても譲渡人と譲受人間では債権は移転することになれば、譲渡人に取立権限があったとしても、銀行としては譲渡された預金債権を別に管理しなければならないという指摘がなされた[33]。つまり、譲渡によって預金債権が譲受人に移転することになり、預金債権の帰属に変動が生じ得るため、銀行は、預金債権の譲渡を管理する必要性が生じる。具体的には、「預金残高のうち、発生時期を限定せずに、一定額のみ」または「始期と終期を定め、その間に発生する残高」を譲渡した場合に、銀行はこのような譲渡の通知に対応できることが難しいとする[34]。

---

[32] 部会第83回会議議事録・38頁〔内田委員発言〕。

[33] 部会第89回会議議事録・10頁〔中原委員発言〕。

[34] 部会第89回会議議事録・10頁〔中原委員発言〕。

上記の指摘に対して、部会審議では強く反対する意見が提出された[35]。その理由を確認しておくと、次のようになる。「譲渡制限特約付の預金債権が譲渡されると基本的に供託できるというルールが今回入ることで、譲渡されても元の預金者が請求してくる限りそのまま払戻に応じて何の問題もなく、かつ譲受人が直接請求してきたり、あるいは倒産手続が始まりそうだとか、あるいは差押えがかかるという場面では即座に供託すれば免責されるということですので、あえて別勘定とまで言わなくても対応可能なのではないか」という[36]。この反論は預金債権について２つの場面を想定している。１つは、銀行は特約をもって譲受人に対抗することができるという場合である。この場合において、預金債権が譲渡されたとしても、元の預金者が請求してくる限り、銀行はそのまま払戻しに応じればよい。預金債権の管理に支障が生ずるという事態が想定し難い。もう１つは、一定の事由が生じることによって特約をもって譲受人に対抗することができるという場合である。この場合において、譲受人が銀行に対して直接払戻しを請求することができるが、銀行は即座に供託すれば免責される。

確かに部会資料78B は、第３債権譲渡、１（２）において債務者に供託する権利を認めているが、このような規定は預金債権に妥当するかどうかは疑問する余地がある。部会資料74の説明によれば、これは「譲受人が善意無重過失であれば譲渡人に弁済をすることができなくなるという点で、債務者が弁済の相手方の判断に迷うという状況には改正の前後で変化はない」ことを理由に、新たな独立の供託原因を設けるものである。しかし、譲渡制限特約付預金債権が譲渡された場合において、譲受人が常に悪意または重過失であるため、銀行はそのような譲渡をなかったものとして行動すればよい。「債務者が弁済の相手方の判断に迷う」という事態は、銀行にとっては発生する可能性がないはずである。他方、このような規定が預金債権に妥当したとしても、銀行は預金債権の譲渡

[35] 銀行としては、最終的に預金者が誰であるかよりも、誰に弁済すれば免責されるということは重要である。部会第89回会議議事録・26-27頁〔内田委員発言〕。

[36] 部会第89回会議議事録・26頁〔内田委員発言〕。

を管理する必要性もある。なぜなら、供託をした銀行は、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならないからである。

第４項　部会第93回会議

１　事務当局による提案

預金債権を別扱いにすることについて反対する意見があるにもかかわらず、第93回会議で決断にいたった。預金債権の譲渡性を制限する特約の効力について、次のような案が提案された[37]。

> 預金債権又は貯金債権に係る債権の譲渡性を制限する特約の効力について、次のような規律を設けるものとする。
>
> ア　預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について（１）アの意思表示がされた場合において、悪意又は重大な過失がある第三者がその債権を譲り受けたときは、（１）アの規定にかかわらず、その債権の譲渡は、その効力を有しない。
>
> イ　預貯金債権に係る（１）アの意思表示は、差押債権者に対抗することができない。

これは、預貯金債権について譲渡制限特約付債権の譲渡はその効力を有しない旨の規定を定めるものである。これによって、預貯金債権が譲渡されたとしても、銀行は現在のとおりにそのような譲渡をなかったものとして行動すればよい。部会資料81-３では、この規律を説明する際に問題事例として想定されていたのは、次のようなものである[38]。すなわち、①ある時点における預貯金債権の残高100万円が譲渡された後に、②その口座に100万円が入金され、③更にその後、100万円の払戻しがされた。預金債権について特則を設けないとする場合には、譲渡によって債権が譲受人に移転することになり、預貯金債権の帰属に変動が生じ得るため、債務者である銀行にとっては、次のような問題が生じうるとの

[37] 部会資料81-３・２頁。
[38] 部会資料81-３・３頁。

説明がされている[39]。

第１に、上記の事案において、③の払戻しをされた後の残高100万円が譲渡の対象となっていた債権かどうかが不明確であり、債務者である銀行は、債権の譲受人からの払戻請求の応じてよいかどうかの判断に悩むことになる（以下「問題-１」という）。第２に、口座名義人の債権者から差押えがあった場合に、その差押えによって口座名義人による払戻しに応じてはならないことになるのか（以下「問題-２」という）。第３に、①の譲渡による譲受人の債権者から差押えがあった場合に、その差押えが有効であることを前提として、権利供託（民事執行法第156条１項）をすることができるか（以下「問題-３」という）。これらの問題について銀行がどの範囲で差押えに応じなければならないかという点を検討しなければならないとすると、いったん預貯金債権が譲渡されると、その払戻しを円滑かつ迅速に行うことができないことになる（以下「問題-４」という）。

しかし、上記のような問題が生じるかどうかは疑問する余地がある。まず、〔問題-１〕を確認しておく。銀行が譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができる限り、預貯金債権の譲渡を無視して預金口座の名義人が債権者であることを前提に、払戻しに応すればよい。譲受人からの払戻請求に応じる必要がないはずである。また、〔問題-２〕については、③の時点における預貯金債権残高100万円が、譲渡対象の預貯金債権であるか否かは不明であるが、銀行は権利供託できるのであれば問題が解決することができる。この場合には、銀行は権利供託できるかどうかは重要なポイントである。〔問題-３〕については、譲受人は悪意または重過失があった場合においてその債権者が預貯金債権に対して差押えをしたときは、銀行はその債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができるので、譲受人の債権者の差押えに応じる必要がないはずである。この３つの問題が解決されるなら、〔問題-４〕を検討する余地がないことになる。というのは、銀行が譲渡人の債権者又は譲受人の債権者の差押えに応じる必要がないからである。結局、預貯金債権を

[39] 部会資料81-３・３-４頁。

別扱いする意義は、銀行の権利供託を正当化することに求めることができる。

なお、上記の議論は、口座の名義人が銀行に対して事実行為としての払戻請求をすることを前提にして取り上げられていたものである。口座の名義人が預貯金債権の払戻しを求めない場合はどうなるか。例えば、Ａの Ｂ 銀行に対する特約付預貯金債権が第三者 Ｃ に譲渡され後に、Ｃが当該債権を Ｄ に譲渡し、Ｄ も当該債権をさらに Ｅ に譲渡した。他方、いずれの譲渡も対抗要件を備えた。この事案において、Ｂ 銀行は Ａ に対して払戻をすればよいが、Ａ は受け取らない可能性がある。Ａ が受け取らない場合には、銀行は供託することができる（民法495条）。供託をした銀行は、債権者である譲渡人に通知すればよい。預貯金債権に関する第93回会議の提案は、銀行の供託を正当化するためのものであると見ることができる。この提案を銀行の供託を正当化するためのものとすると、この提案と部会資料81-１第２債権譲渡１（３）アとの関係は、どのように理解すればよいか。部会資料81-１第２債権譲渡１（３）アによって、銀行はその譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を供託することができるが、その事実を譲渡人と譲受人の双方に対して通知する必要がある。譲受人に通知しなければならないとすると、いったん預貯金債権が譲渡されると、銀行は譲渡の通知（または譲渡の過程）を記録して、その事実を全部の支店に通知しておく必要性が生じる。しかし、銀行にとっては、譲渡の事実を本支店間で共有することが困難であり、事務手続の量も増やすことになる。これに対して、本提案のもとでは、銀行との関係で債権者となる譲渡人に供託の事実を通知すればよい。預貯金債権の譲渡の過程、又は譲渡の通知を管理する必要がない。いずれにせよ、本提案は銀行の権利供託を正当化する機能があるといえる。

２　部会審議

部会審議では、預金債権を別扱いにした理由とは何か、という点が問題となる。この点に関しては、事務当局は、次のように説明した[40]。部会第83回会議において、預金債権について改正前法466条を維持すべきであるという提案が取り上げられており、その正当化の根拠をマネーロ

[40] 部会第93回会議議事録・38頁〔松尾関係官発言〕。

ンダリング対策に求めた。これに対して、預金債権のみを例外とする規定を設ける理由は不明確であり、あるいは、預金債権に関する例外を設けるとしても、そういった観点から民法に規定を設けることが適切ではないといった意見があり得る[41]。ただ、部会第89回会議以降、預金債権について、例外を設けるべきであるという意見は、その理由が大分変わっている。最も大きなな理由として挙げられているのが、①預金債権の性質に関わるものである。すなわち、預金債権の成り立ちの仕組みなどとの関係では、その性質上、預金債権の管理が困難になる。他にも、②預金債権については、引き出して現金化することが可能であって、譲渡を認める実質的な必要性が乏しいため、それが譲渡された場合が詐害的である可能性が高いということも考えられる。事務当局は、預金債権を別扱いにした理由を語る際に、その典型例として想定されていたのは、普通預金がであった[42]。このような説明が定期預金にも妥当するかは、問題である。普通預金を想定して組み立てられた規律は、普通預金以外の定期預金にも適するかということについて、事務当局は、次のように説明した。①及び②以外の理由なども含めて考えると、この規律が定期預金に適用すればよい。また、現実の問題としては、預金種類ごとに条文を設けるのが難しい。

第５項　部会第95・96・97回会議

預貯金債権に関する第93回会議の提案がそのまま第95回会議の提案となった。第95・96・97回会議の提案を整理してみると、次のようになる[43]。

第95回会議	預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について（１）アの意思表示がされた場合において、悪意又は重大な過失がある第三者がその債権を譲り受けたときは、（１）アの規定にかかわらず、その債権の譲渡は、その効力を有しない。

[41] 部会第93回会議議事録・38頁〔松尾関係官発言〕。

[42] 事務当局は、預金債権の成立などに関わる説明は、基本的には普通預金債権を念頭においていることを自認する。部会第93回会議議事録・39頁〔松尾関係官発言〕。

[43] 部会資料82-１・31頁、部会資料83-１・31頁、部会資料84-１・32-33頁。

第96回会議	預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について譲渡制限の意思表示がされた場合において、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者がその債権を譲り受けたときは、（１）アの規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる。
第97回会議	預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、（１）アの規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

まず、第95回会議から第96回会議までの変更点、又は第96回会議から第97回会議までの変更点を確認しておく。「債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる」又は「譲渡制限の意思表示は……第三者に対抗することができる」とは、譲渡制限特約付預貯金債権の譲渡が無効であることを意味する[44]。そうだとすると、第95回会議の提案と第96回会議の提案とは、譲渡制限特約付預貯金債権の譲渡が無効であるという点で共通している。ただ、第95回会議の提案のもとでは、譲渡無効の主張権者が債務者に限定されていない。譲渡人の破産管財人、差押債権者、同一債権が多重譲渡された場合の競合する譲受人など債務者以外の第三者が、譲渡無効を主張することができるかという問題が残されていた。これに対して、第96回会議の提案は、譲渡無効の主張権者を債務者に限定している。これによって、債務者以外の第三者が、譲渡無効を主張することができないことになる。結果としては、譲渡制限特約によって保護されているのは、債務者だけである。

また、第97回会議において、第96回会議で提示されていた「譲渡制限の意思表示がされた場合において、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者がその債権を譲り受けたときは、（１）アの規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる」が「当事者がした譲渡制限の意思表示は、（１）アの規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、

[44] 部会第96回会議議事録・27頁〔松尾関係官発言〕参照。

又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる」に改めらた。これは、実質的に第96回会議の提案を変更するものではない。しかし、このような修正を加えると、第97回会議の提案は、譲渡制限特約の主張権者が明らかではない状況にある。譲渡制限特約の主張権者をめぐって展開されてきた従前の議論は、再び復活するおそれがある。

第３節　民法改正の経緯の与える示唆

ここまで、第３ステージで検討されたさまざまな提案をみてきたが、その議論の流れを整理して見ると、次のようになる。

「中間試案」に対して寄せられた意見には、改正前法466条を改正するのであれば、譲渡制限特約付預金債権の譲渡を無効とすることを可能とする規律を設けることを求める意見が少なくない[45]。第83回会議において、事務当局はこれを踏まえ、預金債権を対象として譲渡制限特約によって譲渡を無効とすることができる旨の案(改正法466条の５)を提案した。しかし、これに対して債務者である銀行は譲渡人に弁済すれば免責されるので、金融実務に支障が生ずるという事態は想定し難いとして反対する意見があった[46]。この議論の過程で、第89回会議においてその規律（改正法466条の５）は明文として落ちているが、部会審議では、譲渡によって預金債権が移転することになれば、銀行としては譲渡された預金債権を別に管理しなければならないといった指摘がなされた[47]。しかし、これに対して銀行は供託（改正法466条の２）すれば免責されるので、特に預金債権の譲渡を管理する必要がないという反論があった[48]。それにもかかわらず、第93回会議において、事務当局は預金債権の特殊性に鑑み、譲受人が悪意又は重過失であれば、「特約付預金債権の譲渡は、その効力を有しない」旨の規定を設けるとした。

---

[45] 部会資料71-４・86-113頁、部会資料74B・16頁。
[46] 部会第83回会議議事録・38頁〔内田委員発言〕。
[47] 部会第89回会議議事録・10頁〔中原委員発言〕。
[48] 部会第89回会議議事録・26頁〔内田委員発言〕。

ところで、このような提案を採用する場合には、譲渡無効の主張権者が誰であるかが問題となる。そして、第93回会議においては、誰が無効を主張できるかについて明示的な文言は見当たらないが、第96回会議において、譲渡無効の主張権者を「債務者」とするとの文言が追加された。しかし、それ以降の会議においては、この「債務者」という文言は削除された。「債務者」という文言が追加された際も、削除された際も、その理由は述べられていない。したがって、無効の主張権者が誰であるかについては改正法のもとでも、解釈の余地がある。

次に、預金債権に係る譲渡制限特約に関する特則（改正法466条の５）の独立の存在意義を確認しておく。

第１に、譲受人の催告権限に関する規定（改正法466条４項）が預金債権に適用されないことである。改正法466条４項によれば、債務者が債務を履行しない場合において譲渡制限特約につき悪意または重過失の譲受人が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、債務者は特約を譲受人に対抗することができない。具体的には、債務者は将来譲渡に対して取得するかもしれない反対債権による相殺の抗弁を確保するために、譲受人からの履行請求を拒絶した場合において、一定期間を経過したときは、債務者は譲受人からの履行請求を拒むことができないことになる。債務者にとっては、債務の弁済先は譲渡人から譲受人に変わる。このような規定が預金債権に適用されるとすれば、譲受人が銀行に対して履行を請求をするときは、銀行はその債権譲渡が有効になされたかどうかを確認する必要がある。仮に、これに対応する必要が生じれば、各預金に関する譲渡の通知が届いた場合には、銀行は通知の内容を吟味してその内容に従って預金債権の譲渡に関する管理を行わざるを得ない。預金債権の管理に手落ちがあれば、譲渡人に弁済しても有効な弁済とはならない（改正法466条４項）。結局、預金債権が譲渡された場合に、銀行にしてみれば、事務手続の負担が増えることのみならず、過誤払いのリスクを受けるおそれがある。もちろん銀行は、過誤払いのリスクを回避するために、改正法466条の２により自らの判断によって供託をすることが可能であるが、その供託の事実を譲渡人と譲受人の双方に通知しなければならない。つまり、銀行は、適式な供託通知をするために預金債権の譲渡を管理する必要性が生じる。

ところが、改正法466条の５のとおりに、銀行との関係では特約付預金債権の譲渡を無効とする場合には、銀行は常に特約を譲受人に対抗することができるため、預金債権の譲渡を管理する必要がない。

第２に、譲渡制限特約が付された債権に係る債務者の供託に関する規定（改正法466条の３ないし466条の２）は、預金債権に適用されないことである。改正法466条の３によれば、譲渡人について破産手続開始の決定があった場合において、譲受人は債務者に供託することができる。債務者は譲受人からの供託請求を受ける前に、破産管財人に弁済すれば免責される。これに対して、譲受人からの供託請求を受けた場合には、債務者は供託しなければならない。そして、供託した債務者は、譲渡人と譲受人の双方に供託通知をしなければならない。この規定が預金債権に適用されるとすると改正法466条の３が466条の２第２項を準用している関係上、債務者である銀行は適式な供託通知をするためには、やはり「預金債権の譲渡の有無」ないし「預金債権の譲渡の過程」を記録して本支店間で共有しなければならない。ところで、銀行において債権が多数存在するから、改正法466条の３を預金債権に適用するとしておくと、銀行の事務手続の負担が増やすことになる。

なお、改正法466条の２によって、銀行は自らの判断によって供託をすることが可能であるが、供託をした後に譲渡人と譲受人の双方に供託通知をしなければならない。結局、銀行にとっては、預金債権の譲渡を管理する必要性が生じる。ところが、預金債権について特約を設けるとすれば、銀行との関係では譲渡制限特約付債権の譲渡が無効となり、銀行は事務手続の負担を節約することができることになる。

要するに、債務者の利益の保護という観点からは、改正法466条４項及び466条の３の事由が生じた場合に債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗することができない（又はその債務者の全額に相当する金額を供託しなければならない）とすると、その範囲で債務者の保護は後退することになる。しかし、これまで特約によって保護されている債務者の利益は、改正法466条の２（事務手続の煩雑化回避又は過誤弁済の危険回避を図る）及び469条（相殺利益の確保を図る）により一定の範囲で保護されているといえる。ただし、預金債権については、これらの規定を設けたとしても、銀行の利益（事務手続の煩雑化回避又は過誤弁済の危険回

避)は十分に保護されない場合がある。預金債権を別扱いにする意義は、改正法466条４項、466条の２、466条の３のような規定を預金債権に適用しないことにあるのである[49]。

[49] 後に裁判例の分析を通じて、預貯金債権について特別な取扱いも正当化し得ることを示唆する。預貯金債権に関する裁判例は、本稿第６章第４節で取り上げることにする。

第４章　日本改正法における債権譲渡制限特約の全体像の分析

第１節　問題意識

改正前法のもとでは、譲渡制限特約の機能について、①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止、③事務手続煩雑化の回避などが挙げられてきた[1]。本稿からは、①②③の他にも、④紛争に巻き込まれるリスクを回避することを可能にする機能もあることが明らかになった。従来の学説が①②③を検討する際に、その典型例として想定されていたのは、預金債権であり、売買代金債権、請負代金債権などは想定されていなかった[2]。その当時、売買契約、請負契約などにおける譲渡制限特約は普及していなかった可能性がある。その検討の結果は、譲渡制限特約によって追求されてきた①②③のような利益は、悪意の第三者との関係においても保護に値しないとし、特約を第三者に対抗することができないと解する[3]。

先に紹介したように改正法においては、債権譲渡につき、いくつかの重要な改正がされた。とりわけ、譲渡制限特約及びそれと関連する諸制度は大幅に見直されている。それでは、①②③のような利益は、改正法のもとでは保護に値する利益とはいえるのか。また、改正法のもとではどのような形で保護されているのか。以下では、これらを確認することにする。

第２節　譲渡制限特約の機能

第１款　相殺利益の確保

改正前法のもとでは、債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して取得した債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。他方、対抗要件具備後に取得した債権については、相殺が認められない。

---

[1] 米倉明『債権譲渡――禁止特約の第三者効』（学陽書房、1976年）70-80頁。
[2] 米倉・前掲注１）79頁。
[3] 米倉・前掲注１）70-80頁。

しかし、債務者は、自らの利益を守るために、譲渡制限特約を結ぶことができる（改正前法466条２項）。かかる事態に備えた譲渡制限特約には独自の存在意義があることになる。債権が譲渡されたとしても当事者間に譲渡制限特約がある場合に、債務者は特約をもって悪意または重過失である譲受人に対抗することができる。つまり、対抗要件具備後に債務者が取得した債権であっても、譲渡制限特約が締結された場合には、債務者はなお相殺できる。このように、改正前法は、468条２項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を対抗要件具備時前に譲渡人に主張できたものに限っているが、債務者は譲渡制限特約によって相殺可能な領域を創出することができる仕組みになっているといえる。

債務者が譲受人に対して主張することができる相殺の抗弁の範囲について、改正法はルールの明確化を図るために、新たな規定を設けた。すなわち、改正法は469条１項において従来の無制限説を採用し、改正前法468条２項の規律内容を実質的に維持している。他方、同条２項１- ２号においては無制限説の範囲をさらに超えて債務者による相殺の抗弁を認めている。具体的には、債務者の譲渡人に対して取得した反対債権の発生原因が対抗要件具備の時点で既に存在していれば、債務者は当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（同条２項１号）。また、反対債権の発生原因が対抗要件具備の時点で存在していない場合でも、反対債権が譲渡された債権の発生原因である契約に基づいて生じものであるときは、債務者も当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる（同条２項２号）。このような場合には、債務者が譲渡制限特約を予め締結する必要がなく、相殺の利益は改正法469条により保護されることになる。

上記のように相殺の抗弁が改正法469条により広く認められてきたが、譲渡制限特約を締結することの意義が当然になくなるというわけではない。譲渡制限特約を通じて相殺の利益を確保する必要が生じるのは、改正法469条によってもカバーされない場面である。例えば、既発生債権が譲渡され、反対債権の発生原因が対抗要件具備後に存在した場合には、改正法469条２項１号によれば、債務者は相殺をすることができない。債務者が相殺の利益を確保するためには、改正法466条２- ３項によって譲渡制限特約を結んだときは、特約の第三者効が認められるべきかが問

題となる。同じ論点について海外に目を向けると、改正法の参考の対象とされたヨーロッパ契約法Ⅲは、11:307条において相殺の抗弁（譲渡された債権と密接に関する債権まで）を広く認めると同時に、11:301条においては譲渡制限特約の第三者効を認めている。11:301条の説明では、譲渡制限特約の機能の１つは、相殺利益の確保にあるとされている[4]。つまり、11:307条では保護されない相殺の利益は、11:301条によって初めて保護されることになる。

改正法466条３条項では、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合において、譲受人が悪意又は重過失であるときは、債務者は、譲渡人に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすれば免責されるとされている。また､相殺が改正法466条３項にいう｢債務の消滅行為｣に含まれる。これによって、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合においては、譲渡制限特約の効力に基づいて相殺の抗弁を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができることになる。この点においては､改正法466条３項は、債務者が相殺な領域を創出することを可能にするための規定と位置付けることができる。要するに、改正法が469条において債務者の利益を保護するために債務者に最低限の保護を与えているので、債務者が自助努力をしなくても、469条に規定する｢相殺の要件｣を満たすと、相殺の利益が保護されることになる。それ以上に、債務者は相殺の利益を確保したいのであれば、予め譲渡制限特約を締結すべきである。譲渡制限特約をもって善意又は無重過失の譲受人に対抗することができないとしても、一応のバランスが取れるといえよう。

第２款　過誤弁済危険の防止

過誤弁済危険の防止という債務者の利益は、どのような形で保護されているのか。まず、改正前法の状況を確認する。債権が譲渡され対抗要件が具備された場合において、債務者にしてみれば、譲渡の通知が届いたものの、譲渡人の印鑑の有無、印鑑が真正な実印であるか否かを確認

[4] オーレ・ランドーほか編（潮見佳男ほか監訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』（法律文化社、2008年）51頁以下。

する必要がある[5]。また、債権譲渡の対象となる債権の表示に不備による不明確性がある場合に、譲渡人又は譲受人に確認する必要がある[6]。さらに、債権が多重に譲渡された場合に、債務者にしてみれば、複数の譲受人の優先関係を判断する必要もある[7]。要するに債務者は、譲受人と称する者に弁済するのが正当であるかどうかを判断する必要がある。弁済の相手方の判断に手落ちがあれば、弁済しても免責されない。確かに譲受人と称する者に弁済した債務者は、改正前法478条によって保護される可能性があるが、過失の債務者は保護されない。債務者にとっては、過誤弁済のリスクを避けるために、債権者を譲渡人に固定すべきである。つまり、譲渡制限特約を締結することにより、債務者は、譲渡通知が到達したとしても、債権者不確知を原因として供託することができ、上記のような過誤弁済のリスクを回避することができる。

改正法のもとでは、譲受人の主観態様を問わず債権が譲渡によって完全に譲受人に移転する（改正法466条２項）。債権が多重に譲渡された場合においても、債務者が第一譲受人に対して履行をすれば免責されるため、第一譲受人に劣後する第二譲受人（又は差押債権者）の存在を確認する必要は生じない。仮に債務者が第一譲受人の判断に迷うという事態が生じる場合であっても、債務者は改正法494条２項によって債権者不確知を原因として供託することができる。また、第一譲受人が確定されたとしても、債務者が第一譲受人の主観態様を知らないときに弁済先の判断に困るという事態が生じ得る。このような場合には、弁済先の判断に迷った債務者は、新債権者である第一譲受人に弁済をすれば常に免責される（改正法466条３項）。譲渡制限特約の効力については根本的見直しがされたとしても、これまで譲渡制限特約よって保護されてきた過誤弁済危険の防止という債務者の利益は、改正法のもとでも引き続き保護される。

ところが、改正法466条４項及び466条の３に規定する事由が生じた場合においては、債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗できず、又はその

[5] 部会資料７- ２・２頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。
[6] 部会資料７- ２・２頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。
[7] 部会資料71- ４・87頁〔日商・東商〕。

債務の全額に相当する金銭を供託しなければならない。この点において、債務者の利益保護が後退することになる。もっとも、改正法466条４項及び466条の３のような規律を設けたとしても、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた過誤払いの防止という債務者の利益が、原則として保護されるのである（改正法466条３項）。このように改正法は原則として譲渡制限特約を悪意の第三者に対抗できるとする一方、一定の事由が生じた場合において譲渡制限特約の第三者効を認めないという方法により、債務者の利益とそれと対立する利益との均衡を取れた立法として、一定の評価をすることができる[8]。

改正法のような一定の事由が生じた場合につき譲渡制限特約の第三者効を認めないとする立法は、一般論として成り立ち得るが、その論理は預金口座から発生する預金債権については、同様に妥当させるべきかは疑問する余地がある。まず、改正法466条４項をみてみよう。改正法466条４項を預金債権に適用するとすれば、譲受人が銀行に対して履行を請求するときは、銀行はその債権譲渡が有効になされたかどうかを確認する必要がある。また、改正法466条の３が預金債権に適用されるとすると、供託の請求を受けた銀行は、債権譲渡の有効性を確認する必要も生じる。預金債権の管理に手落ちがあれば、譲渡人に弁済しても有効な弁済とはならない。このような事態を念頭に入れて、改正法は預金債権について466条３項と異なっている規律を設けている。すなわち、譲渡制限特約に違反して行われた債権譲渡は、無効であるとされる（改正法466条の５）。このようにしてみれば、特約に違反する譲渡が有効であるということを前提する改正法466条４項及び466条の３は、預金債権に適用される余地がない。換言すれば、改正法466条の５の存在意味は、466条４項、466条の２、466条の３を預金債権に適用しないことにあるのである。

第３款　事務手続煩雑化の回避

債権が譲渡されていない場合において、弁済に当たっては、取引を始める取引先に対して代表者の印鑑を捺印の上、代表印の印鑑証明書及び資格証明書を添えた口座指定書を提出してもらい、当該指定口座にシス

[8] 部会資料71-４・91頁参照。

テム的な弁済を行うことにより、多数の債権についても、債務者は効率よく弁済期限どおりに弁済をしているのである[9]。これに対して、債権が譲渡された場合においては、債務者にしてみれば、いちいち弁済の都度債権譲渡の事実関係の確認と、弁済先変更のための個別対応（振込先変更など）が必要となり、事務処理のコストが増えてしまう[10]。債権譲渡が盛んに行われるようになった場合には、債務者の状況はさらに悪化する。

事務手続煩雑化の回避については、譲渡制限特約を付することにより債権者を譲渡人に固定する必要がなく、債権譲渡によって生じた追加的費用を補償する方法があり得る。例えば、民法改正の過程において、民法（債権法）改正検討委員会による提案は、「債務者は、債権の譲渡によって増加した履行の費用を債権の譲渡人又は譲受人に対して請求することができる」旨の規定を明示している（3.1.4.09）。また、ヨーロッパ契約法原則Ⅲは、その11:103条において、「分割できる債権は、その１部分を譲渡することができる。ただし、これによって債務者の費用が増加したときは、譲渡人が債務者に対して責任を負う。」と定めている[11]。これらは、過誤弁済危険の回避という債務者の利益の要保護性を例証するものであるといえる。ところが、改正法においてこのような債務者を保護するための特則が存在していない。債務者が債権者の交代に伴う事務手続の煩雑化という不利益から自己を守られるように何らかの手当てしておく必要がある。そこで、改正法466条３項は、弁済先を譲渡人に固定する限度で譲渡制限特約の効力を認めている。債務者は、事務手続の煩雑化を回避したいのであれば、この規律によって債権者を譲渡人に固定することができる。

先に確認したように改正法466条４項及び466条の３項に規定する事由が生じた場合において、債務者が譲渡制限特約を譲受人に対抗できず、又はその債務の全額に相当する金銭を供託しなければならない。このような規律が預金債権については、同様に妥当させるべきかは疑問する余地がある。まず、改正法466条４項を預金債権に適用するとすれば、譲

[9] 部会資料７- ２・２- ３頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。
[10] 部会資料７- ２・３頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。
[11] オーレ・ランドーほか・前掲注４）60-62頁。

受人が銀行に対して履行を請求するときは、銀行はその債権譲渡が有効になされたかどうかを確認する必要がある。仮に、これに対応する必要が生じれば、各預金に関する譲渡の通知が届いた場合には、銀行は通知の内容を吟味してその内容に従って預金債権の譲渡に関する管理を行わざるを得ない。また、改正法466条の３を預金債権に適用すると、供託した銀行は、その事実を譲渡人と譲受人の双方に通知しなければならないので、銀行は適式な供託通知をするために、「預金債権の譲渡の有無」ないし「預金債権譲渡の過程」を記録して本支店間で共有しなければならない。もちろん銀行は、事務手続の煩雑化を回避するために、改正法466条の２により自らの判断によって供託することができるが、その供託の事実を譲渡人と譲受人の双方に通知しなければならない。結局、銀行は、適式な供託通知をするためには、やはり「預金債権譲渡の有無」ないし「預金債権譲渡の過程」を記録して本支店間で共有しなければならない。銀行においては、預金債権が多数存在するから、改正法466条４項、466条の２、466条の３を預金債権に適用するとしておくと、銀行の事務手続の負担が増えることになる。このことを憂慮して、改正法466条の５は、事務手続煩雑化の回避という銀行の利益を保護するため、譲渡制限特約の効力につき預金債権を別扱いにしている。すなわち、特約違反する債権譲渡が無効として扱った。このように、改正法466条の５は、466条４項、466条の２、466条の３の預金債権への適用を阻止するための規定と位置付けることができる。

第４款　紛争に巻き込まれるリスクの回避

紛争に巻き込まれるリスクを回避するために、予め譲渡制限特約を付することもある。債権が譲渡された場合に、債務者にしてみれば、どのような紛争に巻き込まれる可能性があるのか[12]。この問題を検討するに

[12] 譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告によれば、実務では、「紛争に巻き込まれることを防止することを理由として、特約を締結することがある。その具体的な理由としては、①「譲渡の有効性に関する争い等、紛争に巻き込まれるリスクを回避したいということ」、②「債権者が倒産手続開始決定間近という危機的状況で債権譲渡を乱発する場合もあり、見知らぬ相手方やいわゆる素

当たっては、以下のような３つの場面が想定される。第１は、譲渡人と譲受人の間で譲渡された債権を奪い合う場面である（第１の検討場面）。第２は、複数の譲受人の間で譲渡された債権につき優先順位を奪い合う場面である（第２の検討場面）。第３は、譲受人と譲渡人の一般債権者の間で譲渡された債権につき優先順位を奪い合う場面である（第３の検討場面）。

まず、第１の検討場面をみてみよう。Ａは、Ｂに対する譲渡制限特約付債権を悪意又は重過失のＣに譲渡し、その旨がＢに通知された。その後に、譲受人であるＣから支払請求を受けた。他方、譲渡人であるＡも、自己が当該債権の債権者であると主張した。このようなケースにおいて、AC 間で債権の帰属について争われた[13]。

次に、第２の検討場面をみてみよう。Ａは、Ｂに対する譲渡制限特約付債権を悪意又は重過失Ｃに譲渡し、その旨がＢに通知された。その後、Ａは同一の債権をさらに善意又は無重過失のＤに譲渡し、その旨もＢに通知された。このケースにおいて、CD 間ではこのケースにおいて、CD 間では同一の債権について優先順位が争われた。

最後に、第３の検討場面をみてみよう。Ａは、Ｂに対する譲渡制限特約付債権を悪意又は重過失のＣに譲渡し、その旨がＢに通知された。その後に、Ａの一般債権者Ｄは、当該債権を差押えた。このケースにおいて、CD 間では同一の債権について優先順位が争われた[14]。

上記のような場面において、債務者は、債権者と称している者に弁済したとしても、この者が真の債権者でないと確定されたときは、新の債権者に改めて弁済しなければならない。債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれるリスクから債務者を保護するための準則が不可欠となる。改正前法のもとでは、上記のような場面において譲渡制限特約を付した債務者

性がよくない相手方に譲渡されると、債権の有無や譲渡の効力の争いに巻き込まれることがあり得るため、そのような事態を避けたいということ」、③債権譲渡を巡るトラブル（譲渡人・譲受人間のトラブル、二重譲渡等）に巻き込まれるリスクを回避したいということ」が挙げられる。部会資料７- ２・３頁〔譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）〕。

[13] 最判平成21年３月27日民集63巻３号449頁。

[14] 平成９年６月５日民集51巻５号2053頁。

は、債権者不確知を原因として供託することができる（改正前法494条後段）。つまり、債権が譲渡された場合に、債務者は譲渡制限特約を付することにより債権者不確知という状態を創出することができ、かつ、それを原因として供託することできる。その理由としては、「譲渡制限特約が付されていた債権が譲渡された場合における債務者保護の必要性は、特約が付されていない場合に比べて高い」ということである[15]。

改正法のもとでは、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合に、譲受人の主観態様を問わず、当該債権は完全に譲受人に移転することになる（改正法466条２項）。そのため、上記の検討場面においても、債権者が客観的に確定されるので、債務者にとっては、弁済の相手方の判断に迷うという事態が生じないはずである。上記の検討場面に即してみれば、第１の検討場面において、債務者は、譲受人に弁済すれば常に免責される。第２の検討場面又は第３の検討場面においては、債務者は、第一譲受人に劣後する第二譲受人や差押債権者の存在を考慮する必要がなく、第一譲受人に弁済すると有効な弁済と認められる。改正法のもとでは、債権者不確知の状況が生じないものの、債務者は債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれる可能性があるという状況には、改正前後で変化はない。例えば、第２の検討場面において、先に債務者対抗要件を具備した第一譲受人が第二譲受人に優先するのは、明らかであるが、第二譲受人が債務者に対して「支払え」と請求してきたとしよう。第二譲受人からの請求を受けた債務者にしてみれば、不安に陥ることになり、債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれるリスクが生じる。改正前法のもとでは、譲渡制限特約を付することにより、債権者不確知を原因として供託することができる（改正前法494条後段）。これに対して、改正法のもとでは、債権者が客観的に確定されるので債務者は改正法494条２項により供託することができない。債権譲渡が盛んに行われるようになった場合には、債務者の不安が増大することは予想される。改正法は、466条の２において供託原因を拡張することによって紛争に巻き込まれるリスクから債務者を保護している[16]。具体的には、債権が譲渡された場合に、譲渡制限特約

[15] 部会資料78B・10頁。

[16] 民法改正の過程において、債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれるリスクか

を付した債務者は、譲受人の主観的態様を問わず、供託することできる[17]。これによって、債権譲渡をめぐる紛争に巻き込まれた場合においても、改正法466条の２によって債務者が保護される。このような文脈では、改正法466条の２は、紛争に巻き込まれるリスクを回避することを可能にするための規定と位置付けることができる。

ら債務者を保護するとの観点から、債務者の行為準則を条文上明確にするという考え方が提示された。例えば、部会第26回会議において検討の対象となった「中間的な論点整理」では、「債務者保護のための規定の明文化等」について、「供託原因を拡張することにより、債務者が供託により免責される場合を広く認めるかどうかについて、更に検討してはどうか」とされた。それより後の部会第45回会議において検討の対象とされた「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（９）」では、供託原因を拡張する考え方を採用せず、「複数の譲受人が同時に第三者対抗要件を具備した場合には、債務者は供託をすることによって債務を免れることができる旨の規定」を提案した。部会第45回会議以降の会議においては、供託を認める考え方を採用せず、単に債務者がいずれの譲受人に対しても債務の履行をすることができる旨の行為準則を提案した。要綱案の段階において、債務者の行為準則は論点として取り上げられなかった。ただし、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（14）」では、弁済の相手方の判断に迷った債務者の要保護性を理由に、供託原因を拡張する案が提示された。

また、ヨーロッパ契約法原則Ⅲには、債務者が複数の履行請求を受けた場合に、債務者を保護するための準則（11:305条）が見られる。すなわち、「債務者は、２つ以上の競合する履行請求の通知を受けた場合には、履行場所における法に従って、責任を免れることができる。履行場所が異なるときは、債務者は、その債権に適用される法に従って、責任を免れることができる」。各国法は、通常、債務者を保護するための準則によって、紛争に巻き込まれるリスクから債務者を保護する。例えば、「金銭債権の総額を、裁判所その他の機関に供託することを認めることがある」。オーレ・ランドーほか・前掲注４）83頁。

[17] 改正法466条２-３項と466条の２の役割分担については、三枝健治「債権譲渡制限特約」法学教室473号（2020年）78-79頁は、「『特約悪意の抗弁』しか認められなければ、特約について譲受人が善意無重過失の場合には、債権者である譲受人に弁済しなければならなくなり、弁済先固定の利益が確保されないことから、それを避けるべく、譲受人の主観的態様にかかわらず供託することができる」と説く。

第３節　小括

すでに確認したように、改正法のもとでも、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた①相殺利益の確保、②過誤弁済危険の防止、③事務手続煩雑化の回避、④紛争に巻き込まれるリスクの回避といった債務者の利益は、概ね保護されている。しかし、改正法466条４項及び466条の３に規定する事由が生じた場合には、債務者は譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができず、又はその債務の全額に相当する金額を供託しなければならない。債務者の利益保護は、この範囲で後退することになる。具体的には、債務者が譲受人からの催告請求又は供託請求を受けた場合には、その者が真の債権者であることを確認する必要がある（転々譲渡の場合に、譲渡の過程を把握する必要がある）。債権譲渡の管理に手落ちがあれば、過誤弁済の危険を受けるおそれがある。結局、譲渡制限特約により追求している②③の利益が失われる可能性がある。これに対して、①又は④改正法469条３項又は466条の２によって引き続き保護される。改正法466条４項及び466条の３の規律が発動されることによって債務者の利益保護（②③）が後退するとしても、譲渡制限特約を付した債務者は、原則として弁済の相手方を譲渡人に固定することができるから、一応のバランスが取れているといえる。

譲渡制限特約が原則的に譲受人に対抗することができるとし、一定の事由が生じた場合に限って特約の効力を制限するとする考え方は、一般論としてあり得るが、預金債権につき同様に妥当させることについては疑問がある。銀行にしてみれば、預金債権が多数存在するから、譲渡制限特約を譲受人に対抗できないとするなら、事務手続の負担が増えることになる。民法改正の過程において、預金債権を念頭において改正法466条４項又は466条の３のような規律に反対する意見が多数示された。改正法はこれを受けて預金債権を別扱いにすると決した。すなわち、譲渡制限特約に違反する預金債権の譲渡は無効であるとされている（改正法466条の５）。そのため、特約に違反する譲渡が有効であるということを前提とする改正法466条４項、466条の２、466条の３は、預金債権につき適用する余地がない。譲渡制限特約付預金債権が譲渡された場合には、これまで譲渡制限特約によって保護されてきた②③のような債務者

の利益は、改正法のもとでも引き続き保護されることになる。